

日本微生物資源学会会則

第 1 章 総則

第 1 条 本会は、日本微生物資源学会と称する。英文呼称は Japan Society for Microbial Resources and Systematics, 略称は JSMRS とする。

第 2 条 本会の事務所は、会長が提案し、理事会が承認したところにおく。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は、微生物及びこれに準ずる培養生物（以下、微生物と表記する）の系統保存事業と微生物系統分類学の推進が、微生物の多様性の維持ならびに微生物資源の活用、さらには地球環境の保全及び人類の繁栄に不可欠であるとの認識に立ち、これに関わる学理、技術等に関する意見、情報の交換、提供などにより、わが国の微生物株の利用の推進を図りもってわが国の学術の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学会誌「日本微生物資源学会誌」（英文名 Microbial Resources and Systematics）、微生物株カタログなどの学術出版物の刊行
2. 年次学術集会（以下、大会と表記する）、シンポジウムなどの学術集会の開催
3. 微生物株に関するデータベースの作成と配布
4. 国内外関連学会との連絡及び協力
5. 国内外微生物系統保存機関及びこれに準ずる諸機関との連絡
6. 研究業績の表彰
7. その他、前条の目的を達成するために必要な諸事業

第 3 章 会員

第 5 条 本会の会員は、正会員、学生会員、機関会員、賛助会員及び名誉会員の 5 種とする。

第 6 条 正会員は、本会の目的に賛同し、正会員費を納入する個人とする。

第 7 条 学生会員は、本会の目的に賛同する大学院、大学等の学生又はこれに準ずるもので、学生会員費を納入する個人とする。

第 8 条 機関会員は、微生物株の保存事業の恒久的機関、もしくはこれに準ずる機関であって、理事会で承認された公的機関とする。機関会員は会費を納入し、代表者 1 名を定め、これを本会に通知しなければならない。代表者を変更した場合も同様とする。

第 9 条 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業を賛助するため、賛助会費を納入す

る団体または個人とする。

第 10 条 名誉会員は、本会の目的及び事業の発展に特に功績のあった正会員で、理事会が推薦し、総会において承認された者とする。

第 11 条 正会員、学生会員、機関会員及び賛助会員は、毎年所定の会費を納入するものとする。本会の会費は、以下の通りとする。正会員 5,000 円、学生会員 2,000 円、機関会員 10,000 円、賛助会員一口 40,000 円（一口以上）。

第 12 条 正会員、学生会員、機関会員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当するとき、会員の資格を失う。

（ 1 ） 退会の申し出があったとき。

（ 2 ） 正会員、学生会員及び賛助会員が会費を滞納したときなど、理事会において会員の資格が失われたと認められたとき。

第 4 章 役員及び顧問

第 13 条 本会に、会長 1 名をおく。

第 14 条 会長は、理事の互選によって選出する。

第 15 条 会長は、本会の業務を総理し、学会を代表する。

第 16 条 本会に、理事をおく。理事の定員は会長を含め 12 名以内とする。

第 17 条 理事は、細則に定める方法によって選出する。

第 18 条 理事は、会長を補佐し、会務の審議運営にあたる。

第 19 条 会長は、理事会を召集し、その議長となる。

第 20 条 本会に、監事 1 名をおく。

第 21 条 新監事は、理事会が新理事を除く正会員の中から選任し、会長が委嘱する。

第 22 条 監事は、本会の業務及び財務を監査する。

第 23 条 会長、理事及び監事の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

第 24 条 本会に、幹事若干名をおくことができる。

第 25 条 幹事は、会長が委嘱する。

第 26 条 幹事は、理事及び大会長を補佐する。

第 27 条 本会に、顧問をおくことができる。

第 28 条 顧問は、正会員の中から会長が委嘱する。

第 29 条 顧問は、本会の運営に関し、会長に意見を具申する。

第 30 条 顧問の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

第 5 章 会議及び委員会

第 31 条 本会に、次の会議及び委員会をおく。

（ 1 ） 総会

（ 2 ） 理事会

- (3) カルチャーコレクション委員会
- (4) 微生物系統分類部会
- (5) 編集委員会
- (6) 学会賞選考委員会
- (7) 選挙管理委員会
- (8) その他、理事会の必要と認める会議及び委員会

第 32 条 総会は、本会の最高議決機関とする。

第 33 条 総会は、会員の 3 分の 1 の出席により成立する。但し、委任状を提出した者は出席とみなす。

第 34 条 総会の議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数のときは議長の決するところによる。

第 35 条 総会は、大会開催時に会長が招集する。但し、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。

第 36 条 会長は、総会の議長となる。

第 37 条 理事会は、会長、理事、及び監事により組織し、会務の審議、運営にあたる。理事会は、会長が議長となり、本会の事業、運営、財政について審議決定する。理事総数の過半数の出席をもって成立する。議事は出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 38 条 カルチャーコレクション委員会は、微生物系統保存事業に関する事項を審議し、理事会に提案し、理事会の承認を経て執行する。本委員会の長は、理事が分掌し、委員会は機関会員の代表者をもって構成する。本委員長任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 39 条 微生物系統分類部会は、微生物系統分類学に関する学術活動を理事会に提案し、理事会の承認を経て執行する。本部会の長は、理事が分掌し、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。専門委員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 40 条 編集委員会は、日本微生物資源学会誌の編集を行う。本委員会の長は、理事が分掌し、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。専門委員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 41 条 学会賞選考委員会は、学会賞の選考を行う。本委員会の長は、理事が分掌し、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。専門委員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 42 条 選挙管理委員会は、細則に定める規定に従い、理事選挙を実施する。

第 43 条 各種委員会は、理事会の議決により設置し、理事会の委嘱事項を審議及び執行する。委員会運営要項は、理事会の議を経て細則に定める。

第 6 章 年次学術集会 (大会)

- 第 44 条 本会は、理事会の議を経て、大会を開催する。
- 第 45 条 本会に大会長 1 名をおく。
- 第 46 条 大会長は会長が委嘱する。
- 第 47 条 大会長は、大会を主宰する。
- 第 48 条 大会長の任期は、前期大会終了時より主宰する大会終了時までとする。
- 第 49 条 大会長は実行委員を選出・委嘱し、大会実行委員会を設置する。
- 第 50 条 実行委員の任期は委嘱より大会終了時までとする。
- 第 51 条 大会の会計は本会の会計とは独立とする。ただし、他学会との合同大会時の会計については理事会の議を経て決定する。

第 7 章 学会賞

- 第 52 条 学会賞に関する規程は別にこれを定める。

第 8 章 会計

- 第 53 条 本会の経費は、会員の会費、事業収入、寄付金その他の収入をもってあてる。
- 第 54 条 本会への寄付金または補助金などは、理事会の議を経て受けることができる。
- 第 55 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 付則

- 第 56 条 本会則は、平成 5 年 7 月 9 日より施行する。
- 第 57 条 本会則の改正は、総会出席者の過半数の賛成により決定される。
- 第 58 条 この会則施行のための細則の制定および変更は、理事会の議を経て定める。

平成 7 年 6 月 22 日改訂
平成 8 年 6 月 26 日改訂
平成 17 年 6 月 21 日改訂
平成 19 年 6 月 26 日改訂
平成 22 年 6 月 17 日改訂
平成 26 年 9 月 3 日改訂
平成 27 年 9 月 3 日改訂
平成 28 年 7 月 5 日改訂
平成 29 年 8 月 31 日改訂
平成 30 年 6 月 14 日改訂

日本微生物資源学会細則

第 1 章 役員および委員の選出

第 1 条 理事の選出は、つぎの方法による。

- (1) 理事会は任期最終年度の 10 月末までに、正会員の中から選挙管理委員 3 名を選任し、選挙管理委員会を構成する。選挙管理委員会は理事の選挙に関する事務を行う。
- (2) 選挙人および被選挙人は正会員とする。
- (3) 選挙管理委員会は、書面、ホームページまたは会誌により、期日および方法を当該年度の 12 月末までに明示して、理事候補の推薦および立候補を求める。候補者の推薦は、推薦者（正会員）の名を記して正会員 1 名を推薦するものとする。
- (4) 理事候補者が定数を越えた場合、選挙管理委員会は、書面、ホームページまたは会誌により理事候補者名簿、投票期日および投票方法を公示して、郵送で無記名投票を求める。
- (5) 選挙管理委員会は得票数順で当選者を決定する。選挙管理委員会は、その結果を会長に報告し、任務を終える。
- (6) 理事候補者が定数を越えなかった場合は、候補者名簿等の公示および投票を省略して全候補者を新理事として決定できる。但し、会長は新理事を招集して新会長の互選を委嘱する。互選された新会長は不足数の新理事を指名・決定できる。
- (7) 会長は 3 月末日付で新理事委嘱状を発送し、それをもって新理事会が発足する。
- (8) 会長はこれらの結果を総会で報告する。

第 2 条 理事および監事に欠員が生じた場合は、会長は正会員の中より候補者を推薦し、理事会の承認を受けて補充することができる。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 2 章 附則

第 3 条 この細則は、平成 28 年 9 月 21 日に発効した。

平成 28 年 9 月 21 日発効

平成 28 年 9 月 21 日施行